

消費税法等の改正

目 次

一 金地金等の密輸に対応するための仕入税額控除制度の見直し……………	827	二 外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）の見直し……………	832
		三 その他の改正……………	835

はじめに

令和元年度（平成31年度）税制改正においては、金地金等の密輸に対応するための仕入税額控除制度の見直しが行われたほか、外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）における臨時販売場に係る届出制度の創設等の改正が行われています。

本稿の改正内容を含む「所得税法等の一部を改正する法律」（平成31年法律第6号。以下「改正法」といいます。）は、去る平成31年3月27日に参議院本会議で可決・成立し、同月29日に公布されています。また、関係政省令等も同日にそれぞれ次のとおり公布されています。

- ・ 消費税法施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第99号。以下「改正消令」といいます。）

す。）

- ・ 消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成31年財務省令第10号。以下「改正消規」といいます。）
- ・ 消費税法施行令第50条第2項、第54条第5項、第58条第3項、第58条の2第3項及び第71条第5項並びに消費税法施行令等の一部を改正する政令附則第6条第2項並びに消費税法施行規則第5条第3項及び第16条第3項の規定に基づき、これらの規定に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件（平成31年財務省告示第94号）
- ・ 消費税法施行令第14条の4の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理の一部を改正する件（平成31年厚生労働省告示第108号）

一 金地金等の密輸に対応するための仕入税額控除制度の見直し

1 改正の背景

消費税は、国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ並びに保税地域から引き取る課税貨物について課税することとされています。したがって、貨物を輸入する者については、原則として、当該貨物の保税地域からの引取りの際、当該貨物に係る消費税を納める義務が生じます。

しかしながら、近年、この輸入に係る消費税を免れる金の密輸が社会的に大きな問題となっています。

そのような密輸が行われる目的は、消費税を免れて密輸した金を国内の買取業者に対し消費税込みの価格で売却し、その際生じる消費税相当額を不正に稼得しようとするところにあります。

こうした金の密輸は、多くの場合、組織的に行われ、また、手口も巧妙化し、密輸形態が多様化しています。こうした現状に、税関当局は、平成29年11月7日「[「ストップ金密輸」緊急対策]」（財務省関税局）を策定し、検査の強化、処罰の強化、情報収集及び分析の充実を3つの柱に据え、金の密輸を阻止するための緊急かつ抜本的な対策を講

じ、対策を進めてきました。

こうしたことを背景として、平成30年度税制改正において、金地金等の密輸に対する関税法・消費税法等における罰金上限額の大幅な引上げを行

い、一定の効果が現れていたところではあります
が、依然として摘発件数は高止まりしている現状
にあり、消費税制度における更なる対策を求めら
れている状況にありました。

過去10年間の摘発状況 (H30)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
摘発件数(件)	27	15	17	18	12	119	465	811	1,347	1,088
押収量 (kg)	214	92	63	79	133	449	2,032	2,802	6,277	2,119 ^(注)

(注) 平成30年の押収量は速報値

密輸形態別の摘発状況 (H30)

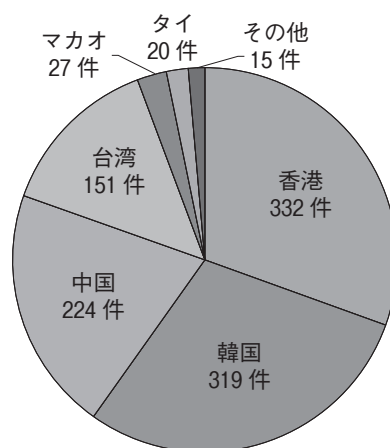
密輸形態	摘発件数(件)	押収量(kg)
航空機旅客等	653	1,876
航空貨物	390	219
国際郵便	36	9
船員等	8	14
海上貨物	1	0
合計	1,088	2,119

(注) 航空機旅客等には航空機乗組員を含み、船員等には船舶旅客を含む。

海上貨物の押収量はkg未満であることからゼロ表示となる。

密輸形態別の押収量は各々端数処理を行っているため、全てを合算しても合計の押収量の数値とは一致しない。

密輸仕出地別の摘発件数 (H30)



(出所) 平成31年2月22日 財務省報道発表資料

金の密輸に対応するための関税・消費税の罰則強化

【金の密輸に係る罪】 (平成30年4月10日施行)

○ 金を密輸した者に係る罰則を、次のとおり強化する。

《関税法上の無許可輸出入罪の罰金上限額》

改正前
500万円



改正後
1,000万円 又は 貨物の価格の5倍が1,000万円超の場合は 貨物の価格の5倍

《輸入に係る消費税のは脱罪の罰金上限額》

改正前
1,000万円 又は 脱税額が1,000万円超の場合は脱税額



改正後
1,000万円 又は 脱税額の10倍が1,000万円超の場合は 脱税額の10倍

(参考) 金を密輸した場合、関税法上の無許可輸出入罪、消費税のは脱罪、地方消費税のは脱罪の3罪が成立するが、刑法の規定(観念的競合)により、最も重い刑により処断されることとなる。

【密輸された金の譲受等に係る罪】

○ 密輸された金を、情を知って買取り、運搬等をした者に対する罰則を、次のとおり強化する。

《関税法上の密輸品譲受等の罪の罰金上限額》

改正前
300万円



改正後
500万円 又は 貨物の価格の3倍が500万円超の場合は 貨物の価格の3倍

2 改正の内容

金地金等に係る取引の適正化を図り、より一層の密輸抑止を進める観点から、令和元年度税制改正においては、仕入税額控除制度について以下の見直しを行うこととされました。

(1) 仕入税額控除の要件強化

消費税の納付税額の計算に当たっては、課税期間中の課税標準額に対する消費税額から、その課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額を控除(以下「仕入税額控除」といいます。)して行うこととなりますが、仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、その課税仕入れ等に関する仕入先等の諸事項が記載された帳簿及び請求書等を保存することが要件とされています(消法30⑦～⑨)。

ただし、不特定かつ多数の者から課税仕入れを行わざるを得ない再生資源卸売業等の場合に

は、帳簿の保存のみで仕入税額控除が可能とされており、金又は白金の地金の課税仕入れも同様の取扱いとなっています(消令49①②)。

今般の改正においては、金又は白金の地金に係る仕入税額控除について、課税仕入れの相手方の本人確認書類(電磁的記録を含みます。)の保存を要件に追加し、その保存がない場合には、その課税仕入れに係る仕入税額控除の適用を認めないこととされました(消法30⑩)。

ここでいう本人確認書類は、課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載又は記録のあるものに限られ、課税仕入れの相手方の属性に応じ、以下のいずれかの書類となります(消規15の4①)。

- ① 国内に住所を有する個人 次のいずれかの書類
 - イ 個人番号カードで課税仕入れの日において有効なものの写し

ロ 住民票の写し又は住民票の記載事項証明書で、課税仕入れの日前1年以内に作成されたもの又はその写し

ハ 戸籍の附票の写し又は印鑑証明書で、課税仕入れの日前1年以内に作成されたもの又はその写し

ニ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証の写し

ホ 国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の写し

ヘ 運転免許証（課税仕入れの日において有効なものに限ります。）又は運転経歴証明書の写し

ト 旅券で課税仕入れの日において有効なもの

チ 在留カード又は特別永住者証明書で、課税仕入れの日において有効なもの

リ 国税若しくは地方税の領収証書、納税証明書若しくは社会保険料の領収証書（領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が課税仕入れの日前1年以内のものに限ります。）又はこれらの書類の写し

ヌ 上記イからリまでの書類のほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもので、課税仕入れの日前1年以内に作成されたもの（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、課税仕入れの日において有効なもの）又はその写し

（注）個人番号をその内容に含む個人情報の収集等は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第15条及び第20条に基づき原則として禁止されていることから、

個人番号が記載された個人番号カードの裏面の写し等を保存しないよう留意する必要があります。

② 国内に住所を有しない個人 上記①ハからヌまでのいずれかの書類

③ 内国法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいい、人格のない社団等及び法人課税信託の受託事業者を除きます。）次のいずれかの書類

イ 内国法人の設立の登記に係る登記事項証明書（当該内国法人が設立の登記をしていないときは、当該内国法人を所轄する行政機関の長の当該内国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類）又は印鑑証明書で、課税仕入れの日前1年以内に作成されたもの又はその写し

ロ 上記①リ又はヌの書類

④ 人格のない社団等（国内に主たる事務所を有するものに限ります。）次のいずれかの書類

イ 人格のない社団等の定款、寄附行為、規則又は規約（名称及び主たる事務所の所在地に関する事項の定めがあるものに限ります。）で、その代表者又は管理人の当該人格のない社団等のものである旨を証する事項の記載のあるものの写し

ロ 上記①リ又はヌの書類

⑤ 外国法人 次のいずれかの書類

イ 当該外国法人の登記事項証明書又は印鑑証明書で、課税仕入れの日前1年以内に作成されたもの又はその写し

ロ 上記①リ又はヌの書類

⑥ 法人課税信託の受託事業者 次の書類

イ 法人課税信託の受託者の上記①から⑤の区分に応じそれぞれの書類（受託者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載のあるものに限ります。）

ロ 法人課税信託の信託約款その他これに類する書類（法人課税信託の名称及び当該法

人課税信託の信託された営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地の記載のあるものに限ります。)の写し

(注) 令和5年10月1日の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)の実施後は、課税仕入れの相手方が発行した適格請求書(いわゆるインボイス)(電子インボイスも含みます。)も本人確認書類として認められることとなります(改正消規附則2による改正後の消費税法施行規則等の一部を改正する省令(平成30年財務省令第18号)1による改正後の消規15の7②)。

また、金又は白金の地金の課税仕入れが媒介、取次ぎ又は代理(以下「媒介等」といいます。)を行う者を介して行われる場合には、先物取引等の一定の場合を除き、課税仕入れの相手方と媒介等を行う者の両方の本人確認書類の保存が必要となります(消規15の4②)。

なお、本人確認書類については、その課税仕入れの日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、納税地等に保存(当該本人確認書類が電磁的記録である場合には、一定の方法による保存に限ります。)をしなければならないこととされています(消令50②、消規15の4③)。

(2) 仕入税額控除の制限

仕入税額控除は、端的に言えば、税の累積を排除する仕組みですが、密輸品については、輸入時点で納めるべき消費税が納められておらず、また、密輸者の行う当該密輸品の譲渡に係る消費税も適正に納められるとは言い難いことから、その課税仕入れについては、前段階における税の累積が生じていないとも言えます。

そのため、今般の改正において、課税仕入れに係る資産が納付すべき消費税を納付しないで

保税地域から引き取られた課税貨物(密輸品)であることを、課税仕入れの時点で課税仕入れを行う事業者が知っていた場合には、その仕入税額控除の適用を認めないこととされました(消法30⑩)。

(参考) 税関当局においても、密輸品と知りながら買い取った者を罰する「密輸品譲受等の罪」の適用も視野に入れた調査等が実施されており、税務当局と税関当局とが連携することにより、より一層の密輸抑止につながるものと考えられます。

密輸品であることを課税仕入れの時点で知っていたという事実は、例えば、密輸者と買取業者とのやり取りの履歴等の明白な事実により認定することが想定されますが、そのような明白な事実がない場合であっても、買い受けた資産の形状、数量、頻度等の情報を総合的に勘案し、認定することになると考えられます。

なお、この措置は金又は白金の地金の密輸品に限らず、全ての密輸品に適用されることになります。

(注) 「納付すべき消費税を納付しない」という状況は、滞納、単なる計算誤り等による過少申告や延滞税等の附帯税の不納付などでも起こり得ると考えられますが、今般の改正は、金地金等の密輸に対応するための見直しであることから、こうした密輸とは言えないような場合にまで、この規定が適用されることはありません。

また、関税法等の規定により、納税が免除されるものや納付が一時的に猶予されているものについては、そもそも「納付すべき消費税」が発生していない又は納付期限が法令の規定に基づき延長されているものであるため、この規定が適用されることはありません。

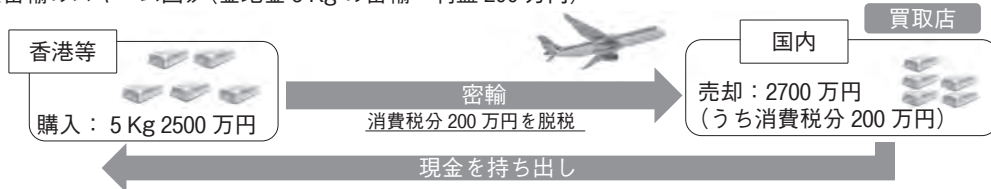
金地金等の密輸に対応するための消費税における仕入税額控除の見直し

- 金地金等の密輸に対しては、平成30年度税制改正において消費税法・関税法等における大幅な罰則強化を行ったが、密輸の摘発件数は依然高止まりしている状況。
- 消費税における更なる対策として、金地金等に係る取引の適正化を図り、より一層の密輸抑止を進める観点から、金地金等に係る仕入税額控除制度の適用について次のとおり見直すこととする。

改正前	改正後
金地金等の課税仕入れについては、 ・密輸品であったとしても、 ・課税仕入れ等の事実を記載した帳簿を保存することにより、 仕入税額控除が可能。	(1)仕入税額控除の要件強化 金又は白金の金地金に係る仕入税額控除について、「本人確認書類※の保存」を要件に追加する。 ※本人確認書類 個人：免許証、パスポート等 法人：登記事項証明書等 (2)仕入税額控除の制限 密輸品と知りながら行った課税仕入れについて、仕入税額控除を認めないこととする。

(注) (1)については令和元年10月1日から適用し、(2)については平成31年4月1日から適用する。

《金密輸のスキーム図》(金地金5Kgの密輸 利益200万円)



3 適用関係

上記2(1)の改正は、令和元年10月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて適用し、同日前に国内において事業者が行った課税仕入れについては、従前の例によることとされています。

ます(改正法附則1五イ、25①)。

上記2(2)の改正は、平成31年4月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて適用し、同日前に国内において事業者が行った課税仕入れについては、従前の例によることとされています(改正法附則1、25②)。

二 外国人旅行者向け消費税免税制度(輸出物品販売場制度)の見直し

1 改正の背景

訪日外国人旅行者数はここ数年で劇的に増加しており、外国人旅行者向け消費税免税制度(輸出物品販売場制度)についても、わが国におけるショッピングツーリズムの魅力をさらに高めるべく、近年、数度にわたり大きな改正が行われ、これに伴い平成26年4月には全国で5,777店だった輸出物品販売場の数は、平成31年4月には50,198店に増加しています。

また、観光立国推進閣僚会議において平成30年6月に取りまとめられた「観光ビジョン実現プログラム2018」では、地方の商店街等における伝統工芸品等の消費拡大に向け取り組みを実施するとともに、地方における輸出物品販売場数については、2018年に2万店規模への増加に向け、その拡大に取り組むこととされました。

このような中、令和元年度税制改正においては、地域のイベント等における特産品等の外国人旅行者への販売機会を増やし、外国人旅行消費額のよ

り一層の拡大と地方を含めた輸出物品販売場の増加を図る観点から、地域のお祭りや商店街のイベント等に出店する場合において、簡素な手続により免税販売することが可能となる臨時販売場制度の創設要望が観光庁より提出されていました。

2 改正前の制度の概要

納税地を所轄する税務署長の許可を受けた輸出物品販売場を運営する事業者が、外国人旅行者等の非居住者（以下「外国人旅行者」といいます。）に対して、当該外国人旅行者がその出国の際に海外に持ち出す一定の物品（最終的に輸出される物品）を所定の手続により譲渡した場合には、消費税を免除することとされています（消法8）。

これは、輸出物品販売場における資産の譲渡等は、国内において行う資産の譲渡等ではありますが、外国人旅行者がその出国の際に国外へ持ち出すことを前提とした販売であり、その実質は輸出取引と変わるところがないと考えられることから、輸出取引と同様に消費税が免除されているものです。

また、いわゆる外航クルーズ船等により訪日する外国人旅行者に対応するため、事業者がその寄港する港湾の施設内において期間を定めた臨時販売場を設置する場合、当該臨時販売場を設置する港湾施設についてあらかじめその納税地を所轄する税務署長の承認を受け、当該臨時販売場を設置する日の前日までに設置期間等を記載した届出書を当該税務署長に提出することにより、当該期間に限り当該臨時販売場を輸出物品販売場とみなす制度（以下「港湾施設臨時販売場制度」といいます。）が、平成27年度税制改正により創設されています（旧消法8⑧⑨）。

3 改正の内容

(1) 臨時販売場に係る届出制度の創設

一定の期間を定めた臨時の販売場については、上記2の港湾施設臨時販売場制度により設置するもの以外は輸出物品販売場として免税販売することができませんでした。

令和元年度税制改正においては、上記1の状況等を踏まえ、7月以内の期間を定めた臨時販売場を設置しようとする事業者（既に輸出物品販売場の許可を受けている事業者に限ります。）が、

- ・ あらかじめ臨時販売場を設置する事業者としてその納税地を所轄する税務署長の承認を受け、
- ・ その設置の日の前日までに、臨時販売場を設置する具体的な場所、期間等を記載した届出書を当該税務署長に提出したときは、その臨時販売場を輸出物品販売場とみなす「臨時販売場に係る届出制度」が創設されました。なお、本制度の創設に伴い、現行の港湾施設臨時販売場制度は廃止され、本制度に統合されました。上記の承認申請及び届出の具体的内容は以下のとおりです。

① 臨時販売場を設置する事業者に係る事前承認申請

臨時販売場（輸出物品販売場とみなされる臨時販売場をいいます。以下同じです。）を設置しようとする事業者（既に輸出物品販売場の許可を受けている事業者に限ります。）は、あらかじめ、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けなければなりません（消法8⑨）。当該承認を受けようとする事業者は、輸出物品販売場の許可を受けた年月日等の事項を記載した申請書に、必要書類を添付して当該税務署長に提出することとされています（消令18の4①、消規10の5①②）。

臨時販売場における免税販売について、事業者による免税販売手続の適切な履行や税務当局による適正な管理・監督の観点から、当該承認に当たっては次の要件が設けられており、当該事業者がこれらの要件を満たしている場合に限りその申請は承認されることとなります（消令18の4②、消規10の5③）。

イ 臨時販売場において行った免税販売手続について、検証を行うための必要な体制が整備されていること

ロ 手続委託型輸出物品販売場のみを営業者にあっては、臨時販売場において自ら免税販売を行うための必要な体制が整備されていること

ハ 輸出物品販売場の許可又は本承認の取消しの日から3年を経過しない者であること
その他輸出物品販売場を営業者として特に不相当と認められる事情がないこと

(注) 上記イの「臨時販売場において行った免税販売手続について、検証を行うための必要な体制が整備されていること」とは、臨時販売場を設置していた期間中の免税販売の記録等が臨時販売場を閉鎖した後においても適切に保存され、確認できるような体制が整備されていることをいいます。

② 臨時販売場の設置の届出

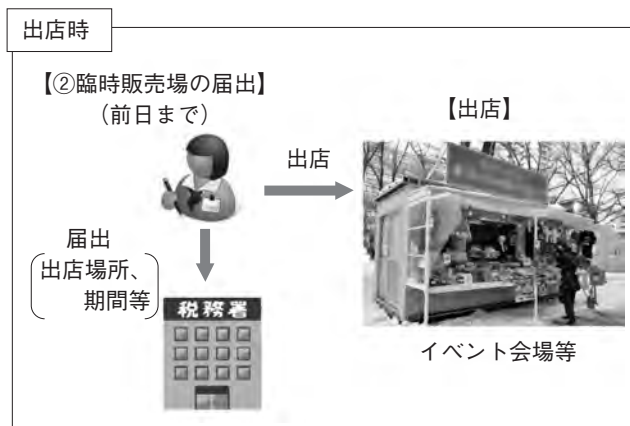
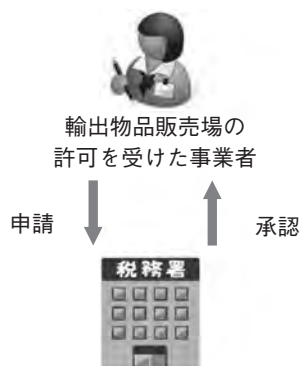
上記①の承認を受けた事業者が、実際に臨時販売場を設置する場合には、その設置の日の前日までに、その臨時販売場の名称及び所在地並びに設置期間等を記載した届出書に、臨時販売場を設置することを証する書類等の必要書類を添付して、その納税地を所轄する

税務署長に提出することとされています(消法8⑧、消規10の6①②)。

また、当該届出書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、変更の内容等を記載した届出書を当該税務署長に提出することとされています(消令18の4⑤前段)。ただし、本制度における臨時販売場の設置期間の上限は7月とされているため、その設置期間を変更しようとする場合に、変更後の設置期間が7月を超えることとなるときは、その変更前の期間に限り、輸出物品販売場として免税販売ができることとなります(消令18の4⑤後段)。この場合において、設置期間後も引き続き免税販売を行う場合は、その販売場について常設型の輸出物品販売場の許可を受けなければなりません(消法8⑥、消令18の2①～③)。

(注) 臨時販売場については、当該臨時販売場を設置しようとする事業者の営業者の他の輸出物品販売場の区分にかかわらず、一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場のどちらにより設置することも可能です。

【①臨時販売場の出店に係る事前承認】



(2) 手続委託型輸出物品販売場許可申請書の添付書類の簡略化

デジタル・ガバメント実行計画(平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定)に

おいては、①デジタルファースト、②ワンズオンリー、③コネクテッド・ワンストップの3原則に沿い、行政サービスの100%デジタル化を実現するとされ、既に行政機関が保有している

情報については、添付書類の必要性の精査や行政機関間の情報連携等によって添付書類の提出を省略することで、ワンスオンリーの実現を目指すこととされています。

輸出物品販売場制度における手続委託型輸出物品販売場許可申請については、許可要件の確認の観点から、免税販売手続を委託する承認免税手続事業者の承認通知書の写しを許可申請書に添付することとされていました。しかし、当該申請書には承認免税手続事業者の氏名又は名称及び納税地の記載があり、当該記載事項と国税当局の部内情報を照合することにより許可要件を確認することが可能であることから、承認免税手続事業者の承認通知書の写しの提出は不要とする改正が行われました（消規10②二）。

4 適用関係

上記3(1)の改正は、令和元年7月1日以後に行われる課税資産の譲渡等について適用されます（改正法附則1三二）。ただし、上記3(1)①の申請書及び②の届出書については同年5月1日から提出することができます（改正消令附則1一、2①③前段）。この場合、②の届出書は同年7月1日に提出されたものとみなされ、その適用は同日からとなります（改正消令附則2③後段④）。

上記3(2)の改正は、平成31年4月1日以後に提出する当該申請書について適用されています（改正消規附則1）。

三 その他の改正

1 農業協同組合中央会に対する税制上の措置

(1) 改正前の制度の概要

消費税においては、国、地方公共団体のほか、公共法人及び公益法人等（各種公庫、事業団、社団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人等）についても、一般の民間企業と同様に、その行う課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて納税義務を負い、各種の税額控除や申告、納付等の制度が適用されますが、その特殊性に鑑み、仕入控除税額の計算方法等の各種特例が設けられています（消法60）。

このような特例の対象となる法人の具体的な範囲については、消費税法別表第三に掲げられています。

農業協同組合中央会については、先般の農協改革等に伴い、「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」（平成27年法律第63号。以下「改正農協法等」といいます。）附則第81条により、消費税法別表第三に掲げる法人（以下「消費税法別表第三法人」といいます。）の範囲か

ら除外され、平成28年4月1日より施行されています。他方で、改正農協法等の施行の際、現に存する農業協同組合中央会については、移行期間内においては農業協同組合中央会としてなお存続すること（改正農協法等附則9、10、12、21、27①）とされ、このなお存続することとされた農業協同組合中央会（以下「存続中央会」といいます。）は、消費税法その他消費税に関する法令の規定の適用については、消費税法別表第三法人とみなすこととされています（改正農協法等附則82）。すなわち、存続中央会は、移行期間内においては、引き続き消費税法別表第三法人となります。

（注） 移行期間とは、改正農協法等の施行の日（平成28年4月1日）から起算して3年6月を経過する日（令和元年9月30日）までの期間をいいます。なお、移行期間の満了の日に現に存する存続中央会は、同日に解散したものとみなすこととされています（改正農協法等附則27①）。

なお、存続中央会のうち、存続全国中央会（改正農協法等附則第9条の規定によりなお存

続するものとされた全国農業協同組合中央会をいいます。)については、一般社団法人に組織変更ができる(改正農協法等附則21)こととされており、組織変更後であっても、一般社団法人として消費税法別表第三法人に該当することとなりますが、存続都道府県中央会(改正農協法等附則第9条の規定によりなお存続するものとされた都道府県農業協同組合中央会をいいます。以下同じです。)については、農業協同組合連合会に組織変更ができる(改正農協法等附則12)こととされていますので、組織変更後は、消費税法別表第三法人に該当しないこととなります。

(2) 改正の内容

存続都道府県中央会から組織変更をした農業協同組合連合会のうち、改正農協法等附則第18条の規定により、その名称中に、引き続き農業協同組合中央会という文字を用いるもの(以下「特例農業協同組合中央会」といいます。)は、消費税法その他の消費税に関する法令の規定の適用については、消費税法別表第三法人とみなすこととされました(消法附則19の3、消令附則19の2)。

(注) 存続都道府県中央会が、農業協同組合連合会への組織変更後も引き続き農業協同組合中央会という文字を用いるためには、農業協同組合法施行規則(平成17年農林水産省令第27号)第240条各号に掲げる要件のいずれにも該当する必要があります(改正農協法等附則18、農協規240)。

したがって、特例農業協同組合中央会は、農業協同組合中央会という文字を用いる間は、引き続き消費税法別表第三法人となります。

(3) 適用関係

上記改正は、平成31年4月1日から施行されています(改正法附則1)。

2 行政手続オンライン化法の改正に伴う消費税法の整備

(1) 改正前の制度の概要

令和2年4月1日以後に開始する課税期間より、特定法人の消費税の申告については、電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならないこととされています(消法46の2)。

(注) 特定法人とは、次の法人をいいます(消法46の2②)。

- ① 当該事業年度開始の時における資本金の額又は出資の金額等が1億円を超える法人
- ② 保険業法に規定する相互会社
- ③ 投資法人(①に掲げる法人を除きます。)
- ④ 特定目的会社(①に掲げる法人を除きます。)
- ⑤ 国又は地方公共団体

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。以下「行政手続オンライン化法」といいます。)においては、行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行わせることができることとされており(行政手続オンライン化法3①)、この規定により事業者の任意により電子情報処理組織による申告が可能とされています。これらの適用関係を明確化するため、消費税法において、特定法人の消費税の申告については、行政手続オンライン化法の規定は適用しないこととされ(消法46の2⑥)、電子情報処理組織による申告の義務が優先することとされています。

(2) 改正の内容

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改

正する法律（令和元年法律第16号。以下「デジタル手続法」といいます。）により行政手続オンライン化法が改正され、改正後の行政手続オンライン化法（題名が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改正されています。以下「デジタル行政推進法」といいます。）においては、個別法においてオンラインで行うことが規定されている手続等について、デジタル行政推進法のオンライン規定（デジタル行政推進法第2章第2節の規定）は適用しないこととされました（デジタル行政推進法10二）。これにより、消費税法との間の適用関係が明確化されたことに伴い、デジタル手続法附則第50条の規定により、消費税法における行政手続オンライン化法の適用除外規定が削除されました（旧消法46の2⑥）。

（注） 行政手続オンライン化法の改正の背景・概要等については、後掲「**国税通則法等の改正**」の「**四 行政手続オンライン化法の改正に伴う国税徴収法等の整備**」をご参照ください。

（3）適用関係

上記改正は、令和2年4月1日から施行することとされています（デジタル手続法附則1五）。

3 身体障害者用物品の指定

（1）改正前の制度の概要

消費税においては、身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する一定の身体障害者用物品の譲渡、貸付け等が非課税とされています（消法別表1十）。

非課税となる身体障害者用物品とは、具体的には義肢、盲人安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車椅子その他の物品で身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品として厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものをいい、50品目が厚生労働省の告示により指定されています（消令14の4、平成3年厚生省告示第130号）。

（2）改正の内容

今般の改正では、既に非課税物品に指定されている物品で個別製品名が掲げられているものについて、バージョンアップ等に伴う所要の改正が行われています。

（3）適用関係

上記改正は、平成31年4月1日から適用されています（平成31年厚生労働省告示第108号）。